

平成 29 年 12 月 14 日

サイバー犯罪対策情報 ～偽メールによる架空請求が多発～

鳥取県警察本部サイバー犯罪対策室

現在、鳥取県内において、偽メールによる架空請求（有料サイト利用名目）が多発していますので、以下の点を参考にしていただき、被害に遭わないように注意してください。

○ 偽メールによる架空請求

「有料サイト」の利用事実がないにも関わらず、利用したかのようなメールを送り付け、利用料金を騙し取ろうとする特殊詐欺の手口です。

メールを利用した犯罪は、サイバー犯罪に該当します。

○ 被害状況（平成 29 年 12 月 11 日現在）

被害件数 38 件（前年同期 3 件）

被害額 約 2,130 万円（前年同期 367 万円）

○ 偽メールの特徴

- ・ ショートメールで不特定多数に送る。
- ・ 実在する公的機関や企業になりすます。
- ・ 不安になるような文句がある。
「本日中に連絡なき場合・・・」、「法的手段に・・・」、「債権回収業者に・・・」など。
- ・ 「電子マネーでの支払い」や「コンビニエンスストアの端末を利用した支払い」を要求する。

○ 被害防止対策

- ・ 慌てずに落ち着く。
- ・ 身に覚えがなければ無視する。
- ・ 相手に連絡しない。
- ・ 「電子マネーでお金を払え」は詐欺を疑う。
- ・ 不安であれば、最寄りの警察署等に相談する。